

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	4月3日	4月30日	地域コミュニティ施設の「協働型・管理委託」の実現	<p>新しい公共の実現のためにも、小規模な地域コミュニティ施設の管理運営について、その施設利用許可権限を利用者協議会などに委任できる法的環境を整備していただきたい。具体的には、小規模な地域コミュニティ施設は、地域の力で運営することを基本に地方自治法第244条の2に、次のような趣旨の新しい項を設けていただきたい。</p> <p>(1)小規模な地域コミュニティ施設の管理運営については、指定管理者制度によらず、利用者協議会等との協働運営を可能とする。</p> <p>(2)その場合、施設の利用許可権限も利用者協議会等に委任することができる。</p> <p>公の施設は、その管理運営を民間に委ねる場合、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者制度によることとされている。この制度の目的は、公の施設の公共性を確保しつつ、民間手法の導入によって、利用者の満足度の向上と財政負担の軽減を図るものと説明されてきた。しかし、この制度の現実の運用は、指定管理者側の事務負担とともに、行政側の監督体制にも事務負担が伴っている。大規模施設の場合には、この制度の趣旨が効果的に生かされている事例もあるが、地域コミュニティ施設は、施設そのものが小規模であり、公の施設とはいえ、特定の地域の利用が中心になっている実態がある。国分寺市では、地域センター条例により市内に複数の地域センターを設置してきた。児童館・高齢者生きがいセンターとの複合施設については、指定管理者制度に移行している事例もある。しかし、小規模の地域センターは、単独の施設として設置し、これまで、国分寺市の直営で運営されてきた。その管理運営の在り方について長年、利用者である市民と協議してきた結果、地域センター利用者協議会が数年前に設立され、この間、地域センターまつりの開催など、さまざまな行事が、市民中心で実施されてきた。従前から協議会より、地域センターの管理運営を利用者協議会に任せてもらえないかとの意思表示があり、その方法について、(1)指定管理者制度の活用、(2)施設の協働運営の二つで検討してきたが、前者の指定管理者では事務負担が多く、小規模の単独施設では制度のメリットが生かせないこと。また、後者の協働運営(運営に関する協定書と業務委託契約の締結)では、施設の利用許可権限を受託側の利用者協議会に委任できないことが分かった。</p>	個人	総務省
2	4月6日	4月30日	国外運転免許証の署名に漢字を使用するようにすべき	<p>国外運転免許証の署名を筆記体のアルファベットで記入するように求める規制は、漢字での署名も可としているパスポートの署名と一貫性がなく、早急に見直すべきである。</p> <p>署名はパスポートやクレジットカードと同一のものを使用するのが面前での本人確認に使用する観点からも適切と考えます。</p>	個人	警察庁